

加入要件の確認及び加入希望連絡書の記入について(お願い)

以下の内容についてお手数ですが再確認をお願いいたします。

1. 当健康保険組合の加入要件は以下のとおりです。

- (1) 協会けんぽ(旧称:政府管掌健康保険)に**1年以上加入**。
* 会社の設立年数ではありませんのでご注意ください。
- (2) 事業所の**財務内容が健全**であること。(2期2年分を目安とします)。
* 決算に赤字計上がないこと、直近において翌期へ繰り越す欠損金がないこと、債務超過でないこと。
- (3) 過去1年間公租公課の**滞納(納付遅延)がない**こと。
* 納付期限内に納付していること。関連事業所を含め厚生年金保険料等の納付猶予(特例)を受けていないこと。
- (4) 従業員数(被保険者)が**10名以上**。
* 協会けんぽ非加入の方(パート、アルバイト等)は含みません。
- (5) 平均標準報酬月額が**380,000円以上**。
* 資格取得届、算定基礎届、月額変更届作成の際、実学を基に保険料額表にあてはめ記入した月額
が「標準報酬月額」です(月額が正式に決定されると協会けんぽより決定通知書が送付・送信されて
きます)。この総数を被保険者数で割ったものが「平均標準報酬月額」です。
- (6) 賞与支払実績が年間1人当たり**平均760,000円以上**。
* 賞与がない場合、平均標準報酬月額が**440,000円以上**。
* 賞与支払時の協会けんぽ加入者の支給総額を加入者数で割ったものです。支給額0円の方も加入
者数に含み計算してください。
* 賞与額上限**573万円**以上の場合は、**5,730,000円**で計算してください。
- (7) 平均年齢**39歳以下**。
* 現時点で協会けんぽに加入されている被保険者本人(被扶養者を除く)の平均年齢です。
- (8) 扶養率**0.7以下**。
* 現時点で協会けんぽに加入されている被扶養者の人数を被保険者の人数で割ったものです。
- (9) 加入後の健康保険料については**口座振替**で納付していただくこと。
- (10) 編入審査委員会にて経営陣の経歴等を審議させていただく場合があります。

○絶対要件 (1)～(4)、(9)のいずれか1つでも備わっていない場合は加入することはできません。

○相対要件 上記以外は総合的に判断させていただくことが可能です。

※これらの加入要件は、連絡書送付時点から編入時点まで継続して満たしていただく必要があります。

2. 「加入希望連絡書」の記入上の注意点について

⑩ 被保険者数

*現時点で協会けんぽに加入している人数を男女別及び合計で記入してください。

⑪ 平均年齢

*被保険者本人の年齢合計を被保険者数で割ったもの。被扶養者は含みません。

⑫ 平均標準報酬月額

*資格取得届、算定基礎届、月額変更届作成の際、実学を基に保険料額表にあてはめ記入した月額
が「標準報酬月額」です(月額が正式に決定されると協会けんぽより決定通知書が送付・送信されて
きます)。この標準報酬月額の合計を被保険者数で割ったものです。男女及び全体の平均月額をそれ
ぞれ算出してください。

⑬ 直近1年間の賞与支払状況

*支給回数が3回以上の場合はその月も記入してください。

1人当たり平均支給額(年間)

*直近1年間の事業所で支給した賞与の総額を被保険者数で割った金額を記入してください(1人当たり
の年間平均支給額を算出してください)。この際、被保険者数は支給額が「0円」の方も含めてください。
また、保険料が賦課される上限額が年間573万円までのため、この金額を超える場合は「573万円」とし
て計算してください。

⑭ 被扶養者数(事業所合計で)

*協会けんぽに加入している被扶養者の合計数。

⑮ 外交員報酬(請負契約)

*雇用契約から生じる報酬以外に別途、請負契約を締結しそれに基づく報酬を支払っている被保険者の
有無。

⑯ 二以上事業所勤務者

*社会保険の加入要件を満たした状態で2つ以上の事業所に勤務しており、それぞれから雇用契約に基
づく報酬を受けている被保険者の有無。